

第 4・5 学年学生(令和 6 年度)

専攻科生(令和 6 年度) 諸君

学 生 主 事

日本学生支援機構給付奨学生在学採用(2024 年度)
及び高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について

このことについて、申請を希望する学生は、**下記ホームページ及び別紙で自らが対象となるかを確認**の上、学生課学生係(gakusei@jimmu.nara-k.ac.jp)へメールにて連絡してください。申請書類を配付または郵送(春季休業期間中)しますので、**各期限(予定)までに手続きを済ませること。**

給付奨学金は、給付終了後に返還する必要はありません(ただし、著しい学力不振や**懲戒処分を除く**)。給付奨学生として採用された場合、令和 6 年 4 月分より奨学金が毎月支給されます。また、予め授業料減免申請を行った場合、奨学金支給区分に応じて、前期分授業料が全額減免、2/3 減免、1/3 減免、1/4 減免されます。

すでに奨学生である場合は、新たな申請は不要です。

記

- ・**申請書類配付期間:令和 6 年 3 月下旬 ～ 4 月 15 日(月)※**
 - ・学生係へ「給付奨学金確認書」等の提出期限:**令和 6 年 4 月 17 日(水)**
 - ・日本学生支援機構システム(スカラネット AC)登録期限:**令和 6 年 4 月 22 日(月)**
 - ・日本学生支援機構へマイナンバー情報提出期限:**令和 6 年 4 月 30 日(火)**日本学生支援機構必着
- ※申請書類配付期間後でも対応しますので、学生課学生係へ連絡ください。

○制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度について(日本学生支援機構ホームページ)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



・高等教育の修学支援新制度について(文部科学省ホームページ)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



以上

○対 象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

（１）国籍・在留資格等に関する要件 日本国籍を有する者，法定特別永住者等

（２）進学するまでの期間等に関する要件

- ・4年次編入学生は，高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から，高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者等
- ・高等専門学校を卒業し，それから1年未満の間に，認定専攻科へ入学した者

（３）学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること，又は，入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・将来，社会で自立し，活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが，学修計画書等により確認できること

○5年生，専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・前学年までの在学中中のGPA等が，在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・修得した単位数が標準単位数以上であり，かつ，将来，社会で自立し，活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが，学修計画書により確認できること

（４）家計の経済状況に関する基準（第Ⅳ区分の多子世帯支援は，令和6年度から開始されます！）

○収入基準【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は，（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	年収目安 (4人家族で，生計維持者が1人)	減免額
第Ⅰ区分	市町村民税の所得割が非課税	295万	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	395万	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	461万	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅳ区分	51,300円以上～154,500円未満	698万	第Ⅰ区分の減免額の1/4

☆多子世帯支援 申請時に扶養する子の数が3人以上，扶養を外れた社会人は除く。

※申請前に家計の状況が収入基準に該当するか，「進学シミュレーター」から，ご確認ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは，現金やこれに準ずるもの（投資信託，投資用資産として保有する金・銀等），預貯金，有価証券の合計額を指し，土地等の不動産は含まない